

平成26年度集団指導資料  
【全サービス共通編】

平成27年3月

岡山県保健福祉部長寿社会課

# 目 次

1	介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例	1
2	介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新手続	7
3	介護保険事業者に対する指導監督等	
(1)	指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査等	9
(2)	業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守	13
(3)	行政処分案件	17
(4)	会計検査院「平成25年度決算検査報告」における不適切に支払われた 介護給付費の概要	22
4	介護職員処遇改善加算	24
5	介護報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出	30
6	特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域一覧表	37
7	介護保険制度改正による一定以上所得者の利用者負担の見直し等に伴い 必要となる事業所・施設の対応	40
8	介護サービス情報の公表制度	41
9	介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針	45
10	労働法規の遵守	48
11	介護職員等による喀痰吸引等の実施	58
12	医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈	62
13	ストーマ装具の交換	65
14	高齢者の権利擁護	68
15	感染症等の予防対策	80
16	従業者の資格の確認等	
(1)	医師及び歯科医師の資格確認	115
(2)	介護支援専門員の資格管理	117
17	介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱い	124
18	防災情報メール配信サービス	133
19	建築物関連法令協議記録報告	134
20	生活保護法による指定介護機関の指定	139
21	難病の患者に対する医療等に関する法律	142
22	疑義照会等	144

# 1 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例

## 1 社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づき規定された条例

- 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例  
(平成24年岡山県条例第59号)
- 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例  
(平成24年岡山県条例第60号)
- 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例  
(平成24年岡山県条例第61号)
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成24年岡山県条例第62号)
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成24年岡山県条例第63号)
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例  
(平成24年岡山県条例第64号)
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例  
(平成24年岡山県条例第65号)
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例  
(平成24年岡山県条例第66号)
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例  
(平成26年岡山県条例第65号)

## 2 条例運用に当たっての解釈通知

条例に本県独自に盛り込んだ基準等について、運用上の留意事項を定めました。本県独自基準部分以外については、国の基準省令の運用のために発出された解釈通知において示されている内容が準用されます。

- ◆ 社会福祉法に基づき条例で規定された軽費老人ホームの設備及び運営の基準について  
(平成25年1月15日付け長寿第1865号)
- ◆ 老人福祉法に基づき条例で規定された養護老人ホームの設備及び運営の基準について  
(平成25年1月15日付け長寿第1866号)
- ◆ 老人福祉法に基づき条例で規定された特別養護老人ホームの設備及び運営の基準について  
(平成25年1月15日付け長寿第1867号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について  
(平成25年1月15日付け長寿第1868号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について  
(平成25年1月15日付け長寿第1869号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準について  
(平成25年1月15日付け長寿第1870号)
- ◆ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について  
(平成25年1月15日付け長寿第1871号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について  
(平成26年3月20日付け長寿第2047号)

### 3 条例及び解釈通知等掲載ホームページ

【岡山県HP>「組織で探す」>「長寿社会課」>(右側)【関連情報】に掲載

- (1) 『社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づく設備及び運営等の基準を定める条例』  
<http://www.pref.okayama.jp/page/299388.html>  
※国の省令と県の条例の対比表形式で掲載。
- (2) 『社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づく条例で規定された基準の解釈通知』  
<http://www.pref.okayama.jp/page/305955.html>
- (3) 『指定居宅サービス事業所及び介護保険施設の運営等に関する県発出関連通知』  
<http://www.pref.okayama.jp/page/305956.html>  
※各サービス別に報酬算定や運営に関して、県が独自に発出した通知を掲載。

### 4 岡山県独自基準及びその運用

- (1) **内容及び手続の説明及び同意** <介護保険法：全サービス>  
利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。
- (2) **基本取扱方針に規定する質の評価** <老人福祉法＋介護保険法：全サービス>  
提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。  
また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。
- (3) **具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用** <社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス>  
成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。  
事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。
- (4) **勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修** <社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス>  
従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。  
事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百四号）」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

## (5) 記録の整備に規定する保存年限

＜社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス＞

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

## (6) 非常災害対策

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞

＜介護保険法：通所系及び入所系サービス＞

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

① 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

② ①の計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

③ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

④ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

## (7) 食事に規定する地産地消

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞

＜介護保険法：入所系サービス＞

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(8) その他サービスの提供

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞

＜介護保険法：入所系サービス＞

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(9) 設備及び備品等に規定する廊下の幅

＜介護保険法：(介護予防)短期入所生活介護＞

併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。

5 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例の一部改正について

(1) 条例改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の一部改正の内容及び基準省令の一部改正の内容を関係基準条例に反映させるもの

(2) 改正案の主な内容

① 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

ア 介護保険法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。（第11条第12項、第14条第3項、第23条第1項第1号関係）

② 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

ア 介護保険法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。（第12条第6項、第22条第1項第1号関係）

③ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

ア 指定複合型サービス事業所の用語を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に改める。（第45条第12項、第14項関係）

イ サテライト型居住施設の本体施設が地域密着型特別養護老人ホームである場合の医師等の配置の基準について、厚生労働省令と同一の基準を設ける。（第45条第15項関係）

④ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

ア 訪問介護事業者が訪問介護及び第一号訪問事業を、通所介護事業者が通所介護及び第一号通所事業を同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合と同様の取扱いとすることとする。（第6条第2項、6項、第8条第2項、第43条第3項、第45条第2項、第100条第1項第3号、第8項、第102条第5項、第132条第1項、第7項、第134条第4項関係）

イ 常勤のサービス提供責任者を3人以上、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、サービス提供責任者の配置基準を利用者50人に対して1人以上とすることができることとする。（第6条第5項関係）

ウ 指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションのサービスを同一事業所提供する場合において、訪問リハビリテーション（通所リハビリテーション）計画作成等に係る特例を設ける。（第86条第5項、第141条第6項関係）

- エ 指定通所介護事業者が、指定通所介護事業所の施設を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には、あらかじめ、そのサービスの内容を知事に届け出ることとする。（指定療養通所介護についても同様とする。）（第102条第4項、第119条第4項関係）
- オ 指定通所介護等の提供により事故が発生した場合において、指定通所介護事業者がとるべき対応等に係る規定を設ける。（指定療養通所介護についても同様とする。）（第111条の2、第131条関係）
- カ 指定短期入所生活介護者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、定員を超えて、療養室において指定短期入所生活介護を行うことができることとする。（基準該当短期入所生活介護についても同様とする。）（第165条第2項、第188条関係）
- キ 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合における看護・介護職員の配置について、要支援2の基準（3：1）を要支援1の基準（10：1）と同様とする。（第218条第2項関係）
- ク 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととする。（第258条第3項関係）

⑤ **介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例**

- ア 介護保険法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。（第2条第3項関係）

⑥ **介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例**

- ア サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設に置くべき従業者の員数の基準について、厚生労働省令と同一の基準（言語聴覚士に係るものを加える。）に改める。（第3条第6項、第7項関係）

⑦ **介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例**

- ア 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定を削除する。（第二章、第七章関係）
- イ 常勤のサービス提供責任者を3人以上、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、サービス提供責任者の配置基準を利用者50人に対して1人以上とすることができることとする。（第6条第5項関係）
- ウ 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションのサービスを同一事業所提供する場合において、介護予防訪問リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画作成等に係る特例を設ける。（第87条第1項第6号、第126条第1項第6号関係）
- エ 指定介護予防通所介護事業者が、指定介護予防通所介護事業所の施設を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には、あらかじめ、そのサービスの内容を知事に届け出ることとする。（指定療養通所介護についても同様とする。）（第100条第4項関係）
- オ 指定通所介護等の提供により事故が発生した場合において、指定通所介護事業者がとるべき対応等に係る規定を設ける。（第106条第2項関係）

カ 指定介護予防短期入所生活介護は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、定員を超えて、療養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができることとする。  
(第140条第2項関係)

キ 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととする。(第244条第3項関係)

⑧ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例

ア 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス計画の提出を求めることとする。(第15条第1項第15号関係)

イ 指定居宅介護支援事業者は、地域ケア会議から、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこととする。(第15条第1項第27号関係)

(3) 施行期日

① 平成27年4月1日・・・(2) ③、④、⑥、⑦、⑧

② 平成27年4月1日又は政令で定める日・・・(2) ①、②、⑤



## 2 介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新手続

### ■ 指定（許可）の更新制度について

平成18年4月1日の介護保険法の改正で、介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新の制度が設けられました。

指定（許可）の有効期間満了日後も引き続き事業所・施設の運営を行う場合は、一定期間（6年）毎に介護保険法の規定に基づく指定（許可）の更新を受ける必要があります。当該更新を受けない場合は、指定（許可）の効力を失い、当該満了日の経過をもって事業所・施設の継続をすることができなくなりますので、御注意ください。

### ■ 対象となる事業所・施設

- 1 全ての指定介護サービス（指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定介護保険施設）事業者が対象となります。
- 2 ただし、介護保険法第71条、第72条、第115条の11及び介護保険法施行法第4条の規定により、指定があったものとみなされた次の事業所（予防含む）については、更新手続の必要はありません。
  - ① 病院等において、保険医療機関若しくは保険薬局の指定によるみなし指定の事業所（医療みなし指定の訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション（診療所・病院））
  - ② 介護老人保健施設の許可によるみなし指定の短期入所療養介護及び通所リハビリテーション
  - ③ 介護療養型医療施設の指定によるみなし指定の短期入所療養介護  
\* 上記、②、③については、原則として、本体施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の指定（許可）更新手続を行うことで居宅サービス等のみなし指定が行われることとなります。  
また、指定を受けない場合は、「指定を不要とする旨の申出書」が必要です。
- 3 同一事業所で複数のサービスの更新を申請する場合は、サービス毎に指定更新を受ける必要があります。

### ■ 介護予防訪問介護事業所及び介護予防通所介護事業所の指定の有効期間

介護保険法の改正施行に伴い、介護予防訪問介護事業及び介護予防通所介護事業については、平成27年度から市町村が取り組む介護予防・日常生活支援総合事業に移行されます。

この改正に伴い平成27年3月31日に、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業者については、それぞれ、総合事業による訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）の事業者指定を市町村から受けたものとみなされます。

一方、市町村の総合事業の円滑な移行・実施に向けた取組を図る観点から、平成30年3月31日までは都道府県が行った介護予防事業者としての指定の効力は残り、その間の事業所の指定や更新を行うことも可能とされました。

ただし、介護予防事業者の指定の有効期間は平成30年3月31日で終了します。

### ■ 指定（許可）更新に必要な書類

長寿社会課ホームページに各サービス毎に「申請の手引き」及び「申請書・各種様式」を掲載していますので、御確認の上、必要書類を作成してください。

## ■ 指定(許可) 更新手順のスケジュール

指定年月日	指定有効期間満了日	更新のお知らせ	書類提出期限
平成21年 5月 1日	平成27年 4月30日	平成27年 1月中旬に発送	平成27年 3月31日
平成21年12月 1日	平成27年11月30日	平成27年 8月中旬に発送	平成27年10月31日
平成22年 3月 1日	平成28年 2月28日	平成27年11月中旬に発送	平成28年 1月31日

### 「更新のお知らせ」についての留意事項

更新のお知らせは、県に届け出している事業所所在地へお送りしますが、県への事業所等の移転の届け出を行っていない場合等の事情により、届かない場合もあります。

この場合でも、更新の手続きを行わないと有効期間の満了により指定の効力を失うこととなるので各事業者において十分は留意してください。

## ■ 介護予防サービス有効期間満了日の特例

次の1)～4)の条件を満たす場合、居宅サービスの指定有効期間満了日と介護予防サービスの指定有効期間満了日を同一日にすることを可能とします。

- 1) 居宅サービスと介護予防サービスを同一の事業所において一体的に実施していること。
- 2) 当該手続きは事業者の希望により行うものであり、居宅サービスの更新申請と同時に行うこと。
- 3) 介護予防サービスを居宅サービスの指定有効期間満了日で廃止する旨の届出(様式第4号)を行うこと。
- 4) 居宅サービスに係る申請書類一式に加え、介護予防サービスに係る指定・許可申請書(様式第1号)に介護給付費算定に係る体制等の届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、誓約書(参考様式9-1)及び介護予防サービスの更新申請時に添付を求められているもののうち居宅サービスの更新申請に添付したもの以外を添付すること。

なお、この手続は、介護予防サービスの廃止及び新規指定となりますが、介護予防サービスの更新時期を居宅サービスの更新時期に合わせることを目的に行う事務処理であるため、介護給付費等算定等に何ら影響を与えません。

## ■ 岡山市、倉敷市、新見市に所在する事業所・施設について

平成24年4月1日から、上記3市に所在する事業所・施設の指定等の権限が各市に移譲されています。

3市に所在する事業所・施設の更新手続は各市の取扱いにより、各市へ御提出ください。

## 3 - (1) 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査等

### 1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために介護保険法第24条の規定に基づき実施します。

#### 1) 集団指導

- 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。
- 平成23年度実施の集団指導から、全サービスで資料の配付は行わず、事前に長寿社会課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参して頂く方法に変更しました。
- 平成22年1月実施の集団指導以降の各年度の資料については、長寿社会課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

#### 2) 実地指導

- 介護サービス事業所において、自己点検シート（岡山県版）により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを行うことにより実施します。
- 指導内容  
介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。（必要に応じて過誤調整をする場合があります）
  - ① 事前に提出を求める書類等
    - ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（直近の1ヶ月又は4週間）
    - ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所（利用）者（入所・通所サービスのみ）
  - ② 実地指導日に提出を求める書類等
    - ・ 自己点検シート（人員・設備・運営編）
    - ・ 自己点検シート（介護報酬編）
    - ・ その他、実地指導日に準備すべき書類等は、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

### 3 監査

入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

- ③ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
  - ④ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
  - ⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報
- 等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

**※原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。**

#### 4 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行います。報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

#### 5 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ① 介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ② 基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③ 厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q&A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

※ 平成19年3月1日付厚生労働省介護保険指導室事務連絡『「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて』で「解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合」は遡及しての過誤調整が「有」とされていますので、十分御留意ください。

事務連絡  
平成19年3月1日

都道府県  
各市町村 介護保険指導監督担当主管課（室）御中  
各特別区

厚生労働省老健局総務課  
介護保険指導室

「報酬請求指導マニュアル」に基づく  
加算請求指導に関するQ&Aについて

介護保険制度の指導監督については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。  
さて、別添のとおり、「加算請求指導に関するQ&A」を作成しましたので送付いたします。

なお、指導指針に基づく指導にあたっては、不適正なサービスを取り締まることを目的としていないことに十分留意し、サービス事業者等に加算本来の意味の十分な理解と適切な請求事務の普及となる指導をお願いします。ただし、明らかに報酬基準等に不適合となっている場合は、是正及び不適切な部分の自主返還についての指導をお願いします。

（連絡先）  
厚生労働省 老健局 総務課 介護保険指導室  
担当：指導係（内線：3957）  
（代表）03-5253-1111  
（直通）03-3595-2076

（加算請求指導に関するQ&A）

（問）本年、2月19日に開催した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において説明された、介護保険施設等に対する介護保険法第23条及び第24条に基づく加算請求指導時における返還指導等の取扱い如何。

（答）報酬請求指導マニュアルに基づく加算請求指導時において報酬基準等に適合しない場合については、その実施内容を十分考慮の上、具体的な指導として、別紙を参考に適切な対応をお願いしたい。

なお、遡及する場合の遡及期間については、従来からの取扱いにより行われたい。

## 加算請求指導時等における対応

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指導	<p>取扱いが不適切</p> <p>○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合</p> <p>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用開始時に利用者の状態等の把握はしているが、その内容が不十分</li> <li>・ 本人及び家族への説明及び同意は得ているが、同意に係る説明等が不十分</li> <li>・ 多職種協働で行うべき計画書の作成が特定の職種のみで実施されている</li> <li>・ 介護支援専門員等に情報提供は行っているが、その時期や内容等が不十分</li> <li>・ 記録は保管されているが、記録内容が不十分</li> </ul> <p>等</p>	適切な取扱いとなるよう指導	無
	<p>基準等不適合</p> <p>○ 加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合</p> <p>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合</p>	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる	有

○著しく悪質で不正な請求と認められる場合（指導から監査への変更を含む）

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
監査	加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	法第22条第3項に基づく返還金及び加算金の徴収	有

## 3 - (2) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

### I 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められています。

また、介護サービス事業者は、業務管理体制整備に関する内容について、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際は、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

特に、業務管理体制の整備に関する届出を行っていない介護サービス事業者については、運営する介護サービス事業所等の指定取消等の理由ともなり得るため、至急に届出を行ってください。

### ◎重要 業務管理体制に関する届出先の変更

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）の公布に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督に係る権限が、国から都道府県、都道府県から指定都市へ移譲されます。

この権限移譲に伴い、業務管理体制の整備に関する事項の届出先が変更となります。

1) 変更年月日 平成27年4月1日

2) 変更内容

① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者のうち、事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者

【変更前】地方厚生局長→【変更後】主たる事業所（本社）の所在する都道府県知事

② 事業所等が同一都道府県のみ所在する事業者のうち、事業所等が同一指定都市のみに所在する事業者

【変更前】都道府県知事→【変更後】指定都市の長

### 1 業務管理体制の整備の基準

（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の39）

指定・許可の事業所等の数※	届出を必要とする業務管理体制整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守マニュアル）の整備	業務執行の状況（法令遵守）に係る監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100以上	必要	必要	必要

※ 事業所・施設数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。

みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション。介護予防を含む。）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

※ 現在事業を行っている事業所等だけでなく、休止中の事業所等も含みます。

**2 業務管理体制の整備に関する事項の届出先**（平成27年4月1日以降）  
（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の40）

区 分	届 出 先
<b>1 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者</b>	
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 （老健局総務課介護保険指導室）
② 上記①以外の事業者で、主たる事務所（本社）の所在地が岡山県以外の事業者	主たる事務所（本社）の所在地の都道府県知事
③ 上記①以外の事業者で、主たる事務所（本社）の所在地が岡山県の事業者※	岡山県知事 （県民局健康福祉部健康福祉課）
<b>2 事業所等が岡山県内のみ所在する事業者</b>	
① 地域密着サービス（予防含む）のみを行い、その全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
② 全ての指定事業所等が岡山市内のみ所在する事業所	岡山市長 （岡山市保健福祉局事業者指導課）
③ 上記①、②以外の事業者※	岡山県知事（県民局健康福祉部健康福祉課）

※ 岡山県知事に届け出る場合の届出先

- ① 主たる事務所（本社）の所在地を所管する県民局
- ② 主たる事務所が岡山県外に所在し、岡山県内のみ事業所等が所在
  - 1) 1つの県民局の所管区域のみに事業所等が所在する場合は、所在地を所管する県民局
  - 2) 事業所等所在地が複数の県民局にまたがる場合
    - ア 県民局の所管地域ごとの事業所等数を比較し、最も事業所等数の多い県民局
    - イ 県民局の所管地域ごとの事業所等数が同一の場合、開設時期が最も古い事業所等の所在地を所管する県民局

**3 業務管理体制の届出事由と様式**

届出が必要となる事由	様式
○業務管理体制の整備に関して届け出る場合（介護保険法第115条の32第2項） *介護保険事業所（みなし事業所を除く）の指定を初めて受けた事業者は必ず届出が必要となります。	様式第1号
○事業所等の指定等により、事業展開地域が変更となり、届出先の行政機関に変更が生じた場合（介護保険法第115条の32第4項） *変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要となります。 （例：市町村→県、県→厚生労働省への変更）	様式第1号
○届出事項に変更があった場合（介護保険法第115条の32第3項） （例：事業者に関する事項（法人の名称、本社所在地、代表者名等）、法令遵守責任者名、届出区分の変更など） *次の場合は変更の届出は必要ありません。 (1)事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 (2)法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	様式第2号



## 4 提出先の県民局

提出先が岡山県知事となる場合は、所定の様式による届出書を作成し、所管の県民局に郵送又は持参してください。

備前県民局 担当：健康福祉部健康福祉課事業者第1班 住所：〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 電話：086-272-3915 (ダイヤルイン) 所管市町：玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 担当：健康福祉部健康福祉課事業者第1班 住所：〒710-8530 倉敷市羽島1083 電話：086-434-7054 (ダイヤルイン) 所管市町：倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局 担当：健康福祉部健康福祉課事業者班 住所：〒708-0051 津山市椿高下114 電話：0868-23-1291 (ダイヤルイン) 所管市町村：津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

## II 業務管理体制の整備・運用状況の監督

### 1 業務管理体制の整備の趣旨

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）を向上していただくことが本来の趣旨です。

### 2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

本県では、平成22年度から業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、定期的に報告をいただき、確認検査（以下「一般検査」という。）を実施することとしています。（根拠：介護保険法第115条の33）

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが目的です。

#### (1) 一般検査の内容

##### ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

確認項目：

- ・ 業務管理体制（法令等遵守）の考え（方針）及びその決定のプロセス
- ・ 法令等遵守の方針の周知状況
- ・ 法令遵守責任者の役割と業務内容の定め及びその決定のプロセス
- ・ 法令等遵守の具体的な運用状況
- ・ 業務管理体制の評価・改善活動の状況 等

##### ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

##### ③ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容

※②・③については、事業所等の数の区分に応じて実施する。

#### (2) 一般検査の実施方法

一般検査は、基本的には書面検査で行うこととしています。（報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。）

### (3) 特別検査

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

## 3 事業者・法令遵守責任者の責務

### (1) 事業者の責務

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものですから、県が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。

「業務管理体制の整備に関する報告」を行うことで、事業者自らが法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかを自己点検していただき、今後のコンプライアンス向上のための取組を考えていただくきっかけにしてください。

そのため、一般検査は定期的を実施することを予定しておりますが、検査のない年においても毎年、報告事項の自己点検を通じて、自ら法令等遵守態勢を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組をお願いします。

### (2) 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを高めていただくことが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

#### ● 業務内容の具体例

- 年に1回以上、各事業所等の取組状況を各事業所等の従業員又は管理者からの聞き取り及び書面での報告等により把握する。  
※自己点検シート等の活用又は各種会議の場を活用する。
- 各事業所等から選出された従業員又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。
- 研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。
- 定期的に、介護保険法その他の関連情報等（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q&A等）の収集等を行う。
- 苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当者で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。

### 3 - (3) 行政処分案件

#### 1 平成26年度に行った行政処分事案

##### 1) 行政処分の種類

指定の全部の効力の停止3ヶ月

##### 2) サービスの種類等

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護

##### 3) 指定取消しの原因となる事実

運営基準違反

ア サービス提供の記録について、①サービス提供票に事実と異なる内容を記載している、②提供した具体的なサービスの内容の記録について、未作成又は事実と異なる内容の記録を作成している事例が認められた。

イ 利用者から利用料を適切に受領していない事例が認められた。

ウ 訪問介護計画の作成、変更を適切に行っていない事例が認められた。

エ 管理者が従業者及び業務の管理を一元的に行っていないことが認められた。

オ サービス提供責任者が訪問介護計画の実施状況及び訪問介護員等の業務の実施状況を把握していないことが認められた。

## 2 岡山県における介護保険事業者に係る行政処分(取消相当含む。)の状況

処分年度	処 分 内 容	指定 取消 NO	サービスの種類	法人種別	主 な 処 分 事 由
H15	改善命令(社会福祉法)		老人保健施設	社会福祉法人	医師の人員基準違反
H16	改 善 命 令		老人保健施設 通所リハビリテーション	社会福祉法人	医師の人員基準違反
H17	指 定 取 消	1	認知症対応型 共同生活介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	2	訪問介護	営利法人	同居家族によるサービス提供
H19	指定指定取消処分相当		訪問看護 介護予防訪問看護	営利法人	不正の手段による指定
	指定指定取消処分相当		訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指定指定取消処分相当		訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	3	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	4	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	5 6	通所介護 介護予防通所介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	7 8	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	営利法人	不正の手段による指定
H20	指定指定取消処分相当		通所リハビリテーション	医療法人	不正請求
	指 定 取 消	9 10	訪問介護 介護予防訪問介護	医療法人	不正請求 不正の手段による指定
	指 定 取 消	11 12	訪問看護 介護予防訪問看護	医療法人	不正請求 不正の手段による指定
	指 定 取 消	13 14	通所介護 介護予防通所介護	医療法人	不正請求 不正の手段による指定
	指 定 取 消	15	居宅介護支援	医療法人	不正請求 運営基準違反
H21	指 定 取 消	16 17	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正の手段による指定 虚偽報告
	指 定 取 消	18 19	通所介護 介護予防通所介護	営利法人	不正の手段による指定 虚偽報告
	全部停止3ヶ月		通所介護 介護予防通所介護	営利法人	不正請求 人員基準違反 虚偽報告
	全部停止3ヶ月		訪問介護	その他	不正請求(架空請求)
	指 定 取 消	20 21	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正の手段による指定 人員基準違反 虚偽報告、検査妨害
H22	指 定 取 消	22	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定 虚偽報告、虚偽答弁
H23	新規入所者の受け入れ停 止(3か月)		介護老人福祉施設	社会福祉法人	不正請求(減算未実施)
	介護報酬の上限8割(1か 月)				虚偽報告
	指 定 取 消	23 24	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正請求(居宅)、他法令違反
H25	指 定 取 消	25	訪問介護	営利法人	不正請求(居宅)、運営基準 (記録保存)違反、虚偽の報告
		26	介護予防訪問介護		
H26	全部停止3ヶ月		訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	運営基準違反

### 3 全国における介護保険事業者に係る行政処分の状況

#### (1) 指定取消・停止処分の件数（図1）

平成12年度以降の指定取消・停止処分のあった事業所は合計で1,504件となっている。

なお、平成21年度以降の指定取消・停止処分の件数については、平成21年度151件、平成22年度118件、平成23年度166件、平成24年度120件、平成25年度216件と推移している。

#### (2) 法人種別ごとの状況

法人種別ごとの事業所数の違いを踏まえる必要があるが、指定取消件数については、営利法人が最も多く、全体の件数の約8割を占めている。

なお、平成25年度の単年度でも、営利法人が約8割となっている。

#### (3) サービス種別ごとの状況（図4）

サービス種別ごとの取消件数については、訪問介護(介護予防を含む)が487件と一番多く、続いて居宅介護支援が223件、通所介護(介護予防を含む)が150件となっている。

なお、平成25年度の単年度については、訪問介護(介護予防を含む)が44件、通所介護(介護予防含む)が18件、居宅介護支援が18件、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)が8件となっている。

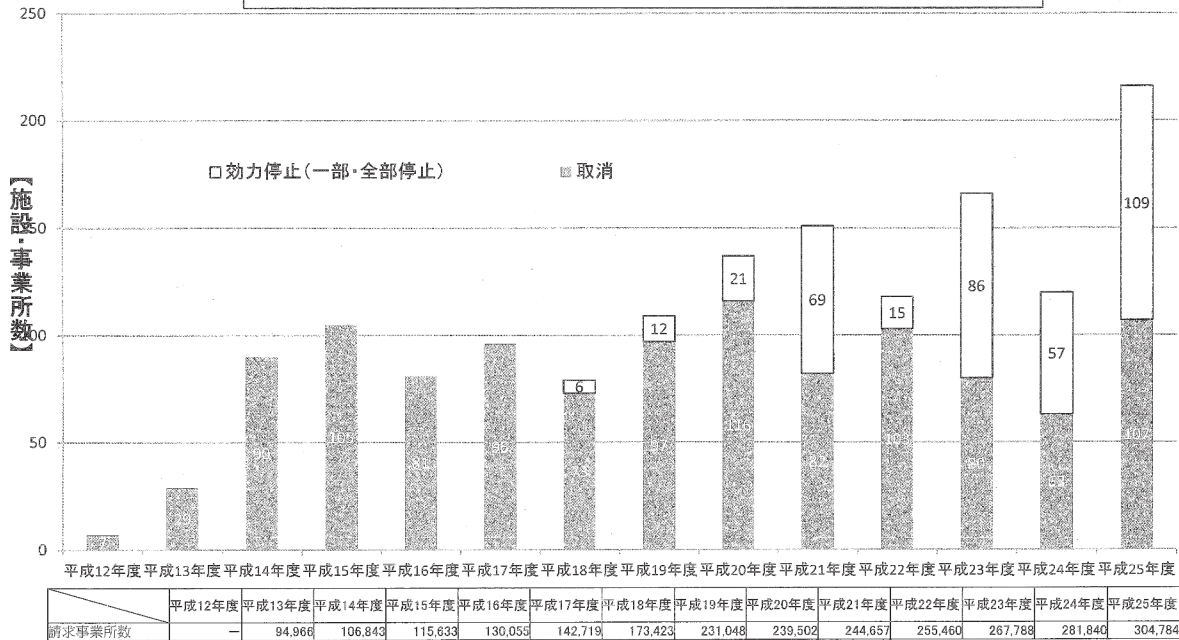
#### (4) 平成25年度の指定取消等の状況及び事例（図6・7）

取消事案に対しての該当する処分事由の割合については、1件の取消事案に対し複数の取消事由が該当する場合があることに留意する必要があるが、平成25年度については、「介護給付費の請求に関して不正」に次いで「人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった」が多くなっている。

# 1. 指定取消・停止処分のあった介護保険施設・事業所内訳【年度別】(平成12年度～25年度)

(図1)

指定取消等施設・事業所数(合計): 1504事業所

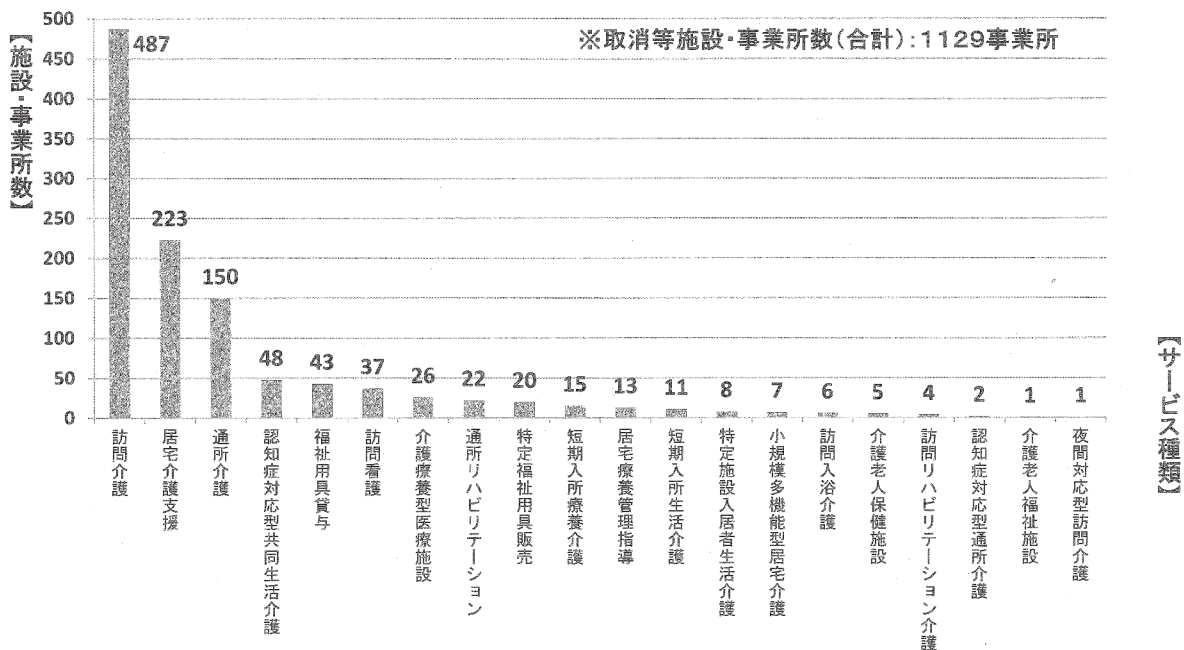


	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
請求事業所数	-	94,966	106,843	115,633	130,055	142,719	173,423	231,048	239,502	244,657	255,460	267,788	281,840	304,784

※請求事業所数は、「介護給付費実態調査報告」の各年5月審査分  
 ※効力停止処分は、平成18年度から施行された。  
 ※指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

# 4. 指定取消処分のあった介護保険施設・事業所内訳【サービス別】(平成12年度～25年度)

(図4)



※各サービス毎の件数には介護予防サービス分を含む

## 6. 指定取消等の状況(平成25年度)

(図6)

取消事由	介護給付費の請求に関して不正	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった	設備及び運営に関する基準に従って適切な運営ができなくなった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	不正の手段により指定を受けた	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	利用者の人格を尊重し、職務を遂行する義務に違反した
根拠条文(例)	第77条第1項第6号	第77条第1項第3号	第77条第1項第4号	第77条第1項第7号	第77条第1項第9号	第77条第1項第8号	第77条第1項第10号	第77条第1項第5号
訪問介護	(24)	21	11	8	10	3	5	2
通所介護	(10)	7	4	5	2	3	2	2
通所リハビリテーション	(2)	2	1	1	2			
短期入所療養介護	(2)	2	2	1	2			
福祉用具貸与	(1)		1			1		
特定福祉用具販売	(1)		1			1		
居宅介護支援	(18)	17	5	9	4		2	2
介護老人保健施設	(1)	1			1			
介護予防訪問介護	(20)	10	9	4	4	5	2	5
介護予防通所介護	(8)	2	2	2	2	3	1	2
介護予防通所リハビリテーション	(2)	1	1	1	2			
介護予防短期入所療養介護	(2)	1	2		2			
介護予防福祉用具貸与	(1)		1			1		
特定介護予防福祉用具販売	(1)		1			1		
小規模多機能型居宅介護	(3)	3	1	2	1	1		
認知症対応型共同生活介護	(4)	4	3	3	2	1	2	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	(3)	2	1	1		1		1
介護予防認知症対応型共同生活介護	(4)	3	3	2	1	1	1	2
合計	(107)	76	49	39	35	22	15	11
								8

※( )内は平成25年度に指定取消処分を受けた事業所件数

※複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない

## 7. 主な取消事由の事例(平成25年度)

(図7)

取消事由	根拠条文(例)	違反事例
介護給付費の請求に関して不正があった	第77条第1項第6号	・サービス提供を行わず虚偽の提供記録により報酬を請求した。 ・人員基準欠如、定員超過にも関わらず減算せず請求した。
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった	第77条第1項第3号	・指定時から常勤の管理者及びサービス提供責任者を未配置、介護職員が人員基準を満たしていない。 ・常勤の管理者及びサービス提供責任者が配置されておらず、人員基準を満たしていない。
設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	第77条第1項第4号	・通所介護計画不作成、サービス提供記録をしていなかった。 ・サービス担当者会議の不開催、ケアプランの未作成、モニタリングが実施されていなかった。
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	第77条第1項第7号	・監査において実際の勤務と異なる虚偽の勤務表を提出した。 ・監査において造した居宅サービス計画を提出した。
不正の手段により指定を受けた	第77条第1項第9号	・指定申請時に従事予定のない従業員を勤務形態に記載し、辞令を偽造し指定を受けた。 ・指定日以前に退職したサービス提供責任者兼介護職員の名義使い指定を受けた。
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	第77条第1項第8号	・監査において、管理者及び従業者が勤務及び運営実態に係る虚偽答弁を行った。 ・監査において、事務所内の立入を拒否した。
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	第77条第1項第10号	・一不正請求等を行った訪問介護事業所と一体的に運営される事業所であるため。
利用者の人格を尊重し、職務を遂行する義務に違反した	第77条第1項第5号	・法人代表者及び管理者が施設の利用者を虐待し、尊厳を著しく侵害した。